

## 宇都宮市重度障害者児日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第176-2号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項及び第2項に規定する者(以下「障害者等」という。)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び基準額並びに給付対象者等)

第2条 給付等の対象となる用具(点字図書を除く。以下同じ。)の種目及び基準額は、別表第1の「種目」欄及び「基準額」欄に掲げるものとし、その給付等の対象者(以下「対象者」という。)は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。ただし、視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

3 用具の貸与の対象者は、第1項に掲げる者であって、所得税非課税世帯に属するものとする。

(申請)

**第3条 対象者(これを現に扶養している者も含む。)が用具の給付等を受けようとする場合は、日常生活用具給付申請書により、市長に申請しなければならない。**

(決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を調査し、第3条の規定に基づき給付等の必要があると認めた場合は、日常生活用具給付決定通知書により、

給付等の必要が無いと認めた場合は、日常生活用具給付却下通知書によりその結果を申請者に通知するとともに、給付等を決定した者には併せて日常生活用具給付券を交付するものとする。

- 2 ストマ用装具及び紙おむつ等については、給付券1枚につき2か月分を交付するものとする。なお、ストマ用装具及び紙おむつ等については申請1回につき3枚まで、一括交付できるものとする。

(給付等の委託)

第5条 市長は良質かつ適切な用具を低廉な価格と良質なサービスをもって提供できる業者(用具の製作若しくは販売又は住宅の改修工事を業とする者をいう。)に給付等を委託するものとする。

- 2 市長は、業者に給付等を委託したときは、日常生活用具給付委託通知書により通知するものとする。
- 3 市長は、用具の給付等を行う場合に現物を交付することができる。

(費用の負担)

第6条 用具の給付等の決定を受けた者又はこれを扶養する者は、必要な用具の購入又は改修工事に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する額は、直接業者に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、用具の購入又は改修工事に要する費用が用具の基準額を超える場合は、基準額を超える部分についても支払わなければならない。

**4 第1項に規定する直接業者に支払う額は、必要な用具の購入又は改修工事に要する費用(ただし、基準額を上限とする。)の1割とする。ただし、18歳以上の申請者については本人及び配偶者の所得水準等に応じて、別表第2の金額を上限額とし、また、18歳未満の申請者については、本人の属する世帯の所得水準等に応じて、別表第3の金額を上限額とする。**

- 5 第1項の支払額は、市長が決定し、日常生活用具給付決定書、日常生活用具給付券及び日常生活用具給付委託通知書により通知するものとする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、申請者本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、用具の給付等の対象外とする。
- 7 用具の貸与は無償とし、貸与の期間は貸与を受けた者が、障害者支援施設等への入所その他の事情により、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

(点字図書の給付)

第7条 点字図書給付対象者は、主に情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）とする。

- 2 市長は、給付を受けようとする者（これを現に扶養している者も含む。）の申請に基づき、その申請者が給付対象者として適格であるか確認し、該当者を点字図書給付台帳（以下「給付台帳」という。）に登録のうえ、実施するものとする。
- 3 給付の対象となる図書及び限度は別表第4によるものとする。
- 4 申請者は、点字図書給付対象出版施設（以下「出版施設」という。）に電話等で、給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書（以下「証明書」という。）の送付を依頼し、その証明書を添えて市長に点字図書の給付を申請する。
- 5 市長は、申請者・出版施設等の事項を確認のうえ、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付する。
- 6 申請者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受ける。
- 7 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。
- 8 点字図書の給付を受けた者又はこれを扶養するものは、第6条第4項及び同条第6項の規定にかかわらず、証明書に記載されている自己負担額を、出版施設に申し込み時に支払うものとする。

(居宅生活動作補助用具の給付)

第8条 居宅生活動作補助用具は、その購入費又は改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を、住環境の改善が必要な対象者に給付することにより、地域における自立の支援を図る。

- 2 住宅改修費の範囲及び要件については、別表第5によるものとする。
- 3 給付希望者は、申請書の提出時に必ず工事図面及び改修工事見積書を添付する。
- 4 住宅改修費の給付は原則1回とする。

(業者の登録)

第9条 業者は、あらかじめ市長に所定の書類をもって届け出て、登録しておかなければならない。ただし、点字図書給付対象出版施設については除く。

- 2 市長は、業者に不適切な行為があった場合には、前項の登録を取り消すことができる。

(費用の請求)

第10条 用具を納入した業者が市長に請求できる額は、用具の給付に必要な用具の購入又は改修工事に要する費用から、用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

2 業者は、前項の請求をする場合には、日常生活用具給付券を添付するものとする。

(調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、当該職員に関係者に対して質問させ、又は用具等が設置されている場所に立ち入り、調査させることができる。

(用具の使用上の注意)

第12条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が目的に反して使用したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

3 用具の貸与を受けた者は、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 用具の貸与を受けた者又はこれを扶養する者（以下「借受人」という。）は、当該用具を貸与の目的に反して使用してはならない。また用具を棄損・滅失したときは、直ちに宇都宮市重度障害者児日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）の実施主体にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(2) 借受人は、用具を使用する者が、当該用具を必要としなくなったとき又は当該用具の貸与の目的に反したときは、すみやかに事業の実施主体に返還しなければならない。

(給付台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付の状況を明確にするための日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに申請が行われたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに申請が行われたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに申請が行われたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに申請が行われたものについては、なお従前の例による。

改正文（平成25年3月29日告示第136-6号）

平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに申請が行われたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに申請が行われたものについては、なお従前の例による。

別表第1

| 種目                | 基準額 (円) | 対象者     | 性能   | 耐用年数   |    |
|-------------------|---------|---------|--|--|----|
| 介護・<br>訓練支<br>援用具 | 特殊寝台    | 154,000 | ①下肢又は体幹機能障害2級以上で18歳以上の者<br>②難病患者等（法第4条第1項及び第2項に規定する難病患者等をいう。以下同じ。）であって、当該難病に起因し、寝たきりの状態にある者              | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。 | 8年 |
|                   | 特殊マット   | 19,600  | ①下肢又は体幹機能障害1級の18歳以上の者<br>②下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の児<br>③重度の知的障害児・者で3歳以上の者<br>④難病患者等であって、当該難病に起因し、寝たきりの状態にある者 | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。                       | 5年 |
|                   | エアマット   | 82,400  | 両下肢又は体幹機能障害1級の身体障害児・者（常時介護を要するねたきりの者に限る。）  | 褥瘡の防止のためのものであってエアマットと送風装置からなるもの。                         | 5年 |
|                   | 特殊尿器    | 67,000  | ①下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする学齢児以上の児・者<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、自力で排尿できない者                                      | 尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。                     | 5年 |
|                   | 入浴担架    | 82,400  | ①下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に介護を要する3歳以上の児・者  | 障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。                             | 5年 |
|                   | 体位変換器   | 15,000  | ①下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する学齢児以上の児・者<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、寝たきりの状態にある者                     | 介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。                           | 5年 |
|                   | 移動用リフト  | 159,000 | ①下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の児・者<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、下肢又は体幹機能に障害のある者  | 介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | 4年 |
|                   | 訓練いす    | 33,100  | ①下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として3歳以上の児   | 原則として付属のテーブルをつけるものとする。                                   | 5年 |
|                   | 訓練用ベッド  | 159,200 | ①下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の児・者<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、下肢又は体幹機能に障害のある者   | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。                                     | 8年 |



|          |             |                                   |   |   |    |
|----------|-------------|-----------------------------------|---|---|----|
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具      | 90,000                            | ①下肢又は体幹機能障害児・者で入浴に介助を要する3歳以上の児・者<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、入浴に介助を要する者  | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。  | 8年 |
|          | 便器<br>(手すり) | 4,450<br>(5,400)                  | ①下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の児・者<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、常時介助を要する者  | 障害者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。  | 8年 |
|          | T字状・棒状のつえ   | 3,000                             | ①下肢若しくは体幹機能障害児・者  | 障害者が容易に使用し得るもの。   | 3年 |
|          | 移動・移乗支援用具   | 60,000                            | ①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児・者で、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の児・者<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、下肢が不自由な者                   | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。<br>ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。<br>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。<br>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 |
|          | 頭部保護帽       | 12,160                            | ①下肢又は体幹機能障害児・者<br>②てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度の知的障害児・者及び精神障害者1級  | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。  | 3年 |
|          | 特殊便器        | 151,200                           | ①上肢障害2級以上の者<br>②上肢障害2級以上の児童で学齢児以上の児<br>③重度の知的障害児・者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な児・者<br>④難病患者等であって、当該難病に起因し、上肢機能に障害のある者  | 障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。   | 8年 |
|          | 火災警報器       | 15,500<br>(ただし、聴覚障害児・者の場合は32,600) | ①障害等級2級以上の身体障害児・者(ただし、聴覚障害児・者の場合は等級にかかわらず)<br>②重度の知的障害児・者<br>③精神障害者1級<br>で、火災発生感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音若しくは振動又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。  | 8年 |

|           |                 |        |   |  |     |
|-----------|-----------------|--------|---|--|-----|
|           | 自動消火器           | 28,700 | ①障害等級2級以上の身体障害児・者（ただし、聴覚障害児・者の場合は等級にかかわらず）<br>②重度の知的障害児・者<br>③精神障害者1級<br>で、火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯<br>④火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 室内温度の異常上昇又は災の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。 | 8年  |
|           | 電磁調理器           | 41,000 | ①視覚障害2級以上の盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯<br>②重度の知的障害者で18歳以上の者  | 視覚障害者、知的障害者が容易に使用し得るもの。                  | 6年  |
|           | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 7,000  | ①視覚障害2級以上で学齢児以上の児・者   | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。                        | 10年 |
|           | 聴覚障害者用屋内信号装置    | 87,400 | ①聴覚障害2級以上の18歳以上の者で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯  | 音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。                  | 10年 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器          | 51,500 | ①腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者<br>②腎臓機能障害3級以上で3歳以上の児   | 透析液を加温し、一定温度に保つもの。                       | 5年  |
|           | ネブライザー（吸入器）     | 36,000 | ①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められる者で学齢児以上の児・者<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、呼吸器機能に障害のある者  | 障害者等が容易に使用し得るもの。                         | 5年  |
|           | 電気式たん吸引器        | 56,400 | ①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められる者で学齢児以上の児・者<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、呼吸器機能に障害のある者  | 障害者等が容易に使用し得るもの。                         | 5年  |
|           | 盲人用体温計（音声式）     | 9,000  | ①視覚障害2級以上の身体障害児・者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって学齢児以上の児・者  | 視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。                      | 5年  |
|           | 盲人用体重計          | 18,000 | ①視覚障害2級以上の18歳以上の者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯   | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。                        | 5年  |



|                          |         |   |  |    |
|--------------------------|---------|---|--|----|
| 盲人用血圧計                   | 15,000  | ①視覚障害2級以上の18歳以上の者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯                         | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。  | 5年 |
| 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 157,500 | 難病患者等であって、当該難病に起因し、人工呼吸器の装着が必要な者                            | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。   | 5年 |
| 携帯用会話補助装置                | 98,800  | ①音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する者で学齢児以上の児・者 | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの。  | 5年 |
| 情報・通信支援用具                | 100,000 | ①視覚障害又は上肢機能障害2級以上の児・者                                       | パソコンを使用する際に必要な不自由さを補助する周辺機器やソフト等で障害児・者が容易に使用し得るもの。   | 5年 |
| 点字ディスプレイ                 | 383,500 | ①視覚障害1級又は視覚障害2級かつ聴覚障害2級の身体障害者で必要と認められる者で18歳以上の者             | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。  | 6年 |
| 点字器                      | 10,400  | ①視覚障害児・者で学齢児以上の児・者  | 視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。  | 7年 |
| 点字タイプライター                | 63,100  | ①視覚障害2級以上の身体障害児・者で、本人が就労若しくは就学しているか就労が見込まれる児・者              | 視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。  | 5年 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー         | 85,000  | ①視覚障害2級以上の身体障害児・者で学齢児以上の児・者                                 | ①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。<br>または、<br>②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 | 6年 |
| 盲人用テープレコーダー              | 23,000  | ①視覚障害2級以上の身体障害児・者で学齢児以上の児・者                                 | 操作の表示が点字で表示されているもの又は簡単に操作ができるもの。   | 5年 |

情報・意思疎通支援用具

|                 |                                |  |  |     |
|-----------------|--------------------------------|--|--|-----|
| 視覚障害者用活字文書読上げ装置 | 99,800                         | ①視覚障害2級以上の身体障害児・者で学齢児以上の児・者  | ①文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。<br>②事前に、知りたい物の内容を音声で登録したタグを読み取り、登録した内容を音声で出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの | 6年  |
| 視覚障害者用拡大読書器     | 198,000                        | ①視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で学齢児以上の児・者   | ①画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。<br>②音声読み取り画面の上を読みたいもの（印刷物等）を置くことで、活字文書を認識し、簡単に音声読み上げができるもの。                                     | 8年  |
| 盲人用時計           | 触読式<br>10,300<br>音声式<br>13,300 | ①視覚障害2級以上で18歳以上の者（音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則）  | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。  | 10年 |
| 聴覚障害者用通信装置      | 71,000                         | ①聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する児・者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、学齢児以上の児・者                           | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。  | 5年  |
| 聴覚障害者用情報受信装置    | 88,900                         | ①聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者   | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの。   | 6年  |
| 人工喉頭            | 70,100                         | ①喉頭摘出者   | 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの  | 5年  |
| 福祉電話（貸与）        |                                | 難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 障害者が容易に使用し得るもの。  | —   |

|          |                                   |                               |   |                                   |    |
|----------|-----------------------------------|-------------------------------|---|-----------------------------------|----|
|          | 点字図書                              |                               | ①主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者   | 点字により作成された図書。                     | —  |
| 排泄管理支援用具 | ストマ装具                             | 蓄便袋<br>8,600<br>蓄尿袋<br>11,300 | ①ストマ造設者   | 障害児・者が容易に使用し得るもの。                 | —  |
|          | 紙おむつ等<br>(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品) | 12,000                        | 3歳以上であって、次のいずれかに該当する者<br>①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。<br>②先天性疾患（先天性鎖肛をのぞく）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。<br>③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。<br>④脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所もしくは指定育成医療機関（児の場合）の判定により、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 | 障害児・者が容易に使用し得るもの。                 | —  |
|          | 収尿器                               | 8,500                         | ①高度の排尿機能障害者   | 障害児・者が容易に使用し得るもの。                 | 1年 |
| 住宅改修費    | 居室生活動作補助用具                        | 200,000                       | ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の身体障害児・者で学齢児以上の児・者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）<br>②難病患者等であって、当該難病に起因し、下肢又は体幹機能に障害のある者   | 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 | —  |

別表第2（第6条関係）

障がい者

| 区 分  | 世帯の収入状況     |              | 月額負担上限額 |
|------|-------------|--------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯    |              | 0円      |
| 低所得  | 市民税非課税世帯    |              | 0円      |
| 一 般  | 市民税<br>課税世帯 | 市民税所得割16万円未満 | 9,300円  |
|      |             | 市民税所得割16万円以上 | 37,200円 |

別表第3（第6条関係）

障がい児

| 区 分  | 世帯の収入状況     |              | 月額負担上限額 |
|------|-------------|--------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯    |              | 0円      |
| 低所得  | 市民税非課税世帯    |              | 0円      |
| 一 般  | 市民税<br>課税世帯 | 市民税所得割28万円未満 | 4,600円  |
|      |             | 市民税所得割28万円以上 | 37,200円 |

別表第4（第7条関係）

| 種 目  | 給付対象の点字図書                               | 給 付 限 度   |
|------|---|---|
| 点字図書 | 点字により作成された図書で、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。 | 給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻とする。（但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。） |

別表第5（第8条関係）

| 種 目                            | 住 宅 改 修 費 の 範 囲   | 給 付 要 件   |
|--------------------------------|---|---|
| <p>居 宅 生 活 動 作<br/>補 助 用 具</p> | <p>次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 手すりの取付け</li> <li>(2) 段差の解消</li> <li>(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li> <li>(4) 引き戸等への扉の取替え</li> <li>(5) 洋式便器等への便器の取替え</li> <li>(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</li> </ul> | <p>現に居住している住宅であること。</p> <p>借家の場合は家主の承諾があること。</p> <p>身体の状態に応じた改修であること。</p> |